

宮運整第102号の6  
令和8年5月21日

公益社団法人 宮城県トラック協会会長 殿

国土交通省  
東北運輸局宮城運輸支局長  
(公印省略)

### 「不正改造車を排除する運動」の実施について

日頃、国土交通行政に対し、ご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

不正改造車については、これまでも「不正改造車を排除する運動」を中心に、街頭検査等のあらゆる機会をとらえ、その排除に努めてきたところです。

しかしながら、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに、排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因となっていることから、社会的にもその排除が強く求められています。

特に、マイカーに改造を施したことにより保安基準に不適合となったもののその認識のないまま運行の用に供している自動車使用者、車検時には保安基準に適合させつつ車検後に不正改造を行う施工事業者、更にはそのような不正改造車について検査での合格を強要する悪質な事業者がいる状況となっています。

令和5年11月に北海道において、タイヤのはみ出し等の不正な改造がされた軽自動車のタイヤが走行中に脱落し、歩行者に衝突して意識不明の重体となる痛ましい事故も発生しました。

このような状況に鑑み、国土交通省では、令和8年度においても、関係省庁、自動車関係団体等の協力のもと、全国的に不正改造車の排除のための諸活動をなお一層強力に取り組むこととしています。

つきましては、貴団体におかれましても傘下団体及び事業者に対し、別添の実施要領に基づき、積極的に不正改造車の排除に努めていただきますよう適切なご指導をお願いします。

なお、本年6月1日(月)から6月30日(火)までの1ヶ月間を「不正改造車排除強化月間」として設定することとしましたので、会員事業場等(各支店、営業所等)へのポスターの掲示等についてご協力をいただきますよう、併せてお願いいたします。

※ポスター及びチラシについては別途送付致します。

「不正改造車を排除する運動」実施要領(令和8年4月国土交通省物流・自動車局)、  
「不正改造車を排除する運動」実施細目(令和8年4月東北運輸局)を添付します。

## 「不正改造車を排除する運動」実施要領

令和8年4月  
国土交通省物流・自動車局

### 第1 目的

我が国の自動車保有台数は、令和7年12月末現在で8千万台を超えており、自動車は国民生活にとって欠かすことのできない移動・輸送手段となっている。一方、昨年の交通事故による死者数は2,547人、負傷者数は約33.8万人と、依然として多くの方が事故の被害に遭われている。

このような状況にあつて、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造を施した自動車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに、排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因となっていることから、社会的にその排除が強く求められている。

このため、自動車関係団体等の協力を得つつ、「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開し国民の不正改造排除の意識を高めることにより、車両の安全確保・環境保全を図り、ひいては国民の安全・安心の確保を確実に実現する。その際、「自動車点検整備推進運動」など他の運動等との連携を図っていく。

### 第2 実施機関

国土交通省及び自動車関係33団体（別紙1）で構成する「不正改造防止推進協議会」（以下「協議会」という。）が中心となって、内閣府、警察庁、農林水産省、経済産業省及び環境省の後援並びに独立行政法人自動車技術総合機構及び軽自動車検査協会の協力のもとに、本運動を実施する。

### 第3 実施期間

本運動は、1年を通して実施するものとするが、地域の事情や要請を考慮した各地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）又は各運輸支局（神戸運輸監理部兵庫陸運部及び沖縄総合事務局陸運事務所を含む。以下同じ。）に不正改造車排除強化月間（以下「強化月間」という。）を1ヶ月間設定（別紙2）し、不正改造車の排除を強化して取り組むこととする。

### 第4 不正改造排除項目

#### 1. 重点排除項目

- (1) タイヤ及びホイール（回転部分）の車体外へのはみ出し
- (2) 灯光の色や点灯状態が不適切な灯火器及び回転灯等の取付け並びに保安基準上、装備が義務化されている灯火器（例：側面方向指示器）の取外し
- (3) 前面ガラス並びに運転者席及び助手席の窓ガラスへの着色フィルム等の貼付（貼付状態で可視光線透過率70%未満）

- (4) マフラーの切断・取外し及び騒音低減機構を容易に取外せる等の基準不適合マフラーの装着
- (5) 大型貨物自動車の速度抑制装置の取外し、解除又は不正な改造、変更等

## 2. 基本排除項目

- (1) 直前直左の周辺状況を確認するための鏡、又はカメラ及び画像表示装置の取外し
- (2) 前面ガラスへの装飾板の装着
- (3) 土砂等を運搬するダンプ車の荷台へのさし枠の取付け及びリアバンパ（突入防止装置）の切断・取外し
- (4) 基準外のウイング（エア・スポイラ）の取付け
- (5) シートベルトリマインダーを解除する用品等の取付け
- (6) 不正な二次架装

## 3. 地方独自排除項目

各地方運輸局及び各運輸支局は、上記1及び2の排除項目のほか、地域の事情や要請を考慮した地域独自の排除項目を設定するよう努めるものとする。

## 第5 実施事項

運動の実施にあたっては、不正改造車によって多くの人々の平穏な生活環境が脅かされている現状を自動車ユーザーが認識し、不正改造の防止・排除が図られるよう、以下の実施事項に従い効果的な運動を展開するものとする。

### 1. 周知・啓発

- (1) 総合的な広報・啓発活動の実施
- (2) 関係者への周知の実施
- (3) アンケート調査の実施
- (4) 出前講座等の実施

### 2. 情報収集

- (1) 不正改造車・迷惑黒煙車情報提供窓口の設置・情報収集の充実
- (2) 不正改造車等の情報の有効活用

### 3. 取締り

- (1) 街頭検査・指導の実施
- (2) 構内検査・指導の実施
- (3) 不正改造施工業者に対する報告徴収及び立入検査の実施
- (4) 改造車の展示イベントに対する調査・指導
- (5) 不正改造車等の情報提供があった使用者に対する指導

### 4. 地域の事情等を考慮した実施事項の企画

## 第6 実施運営

1. 本省は、各地方運輸局に対して本運動の実施等について指示するほか、協議会構成団体に対して本運動の目的、実施事項等を通知する。
2. 各地方運輸局及び各運輸支局は、各都道府県警察と連携しつつ、協議会構成団体の地方組織と協議して地方の事情や要請を考慮した強化月間及び不正改造排除項目並びに実施事項を定め、本運動を積極的に推進するとともに、協議会構成団体の地方組織及び関係者に対して本運動の実施事項等について通知する。

## 第7 効果測定

1. 本省及び協議会は、本運動終了後、以下の効果測定を行い、実施結果を的確に把握することにより、次回以降の運動がより効果的に実施されるよう運動内容の検証に努めるものとする。
  - (1) 本運動の関心度について、マスメディア、ウェブサイト、SNS等の閲覧数や広告換算により測定する。
  - (2) 不正改造の認識度について、アンケート調査、SNS等のコメント、街頭検査結果により測定する。
  - (3) 地域の事情等を考慮した運動内容について、協議会構成団体の地方組織と協議を図り検証する。
2. 本省は、本運動の関心度及び不正改造の認識度を分析できるよう、本運動で収集するデータ等について、過去に収集されたものも含めて適宜検討する。

## 第8 報告

1. 各地方運輸局は、地方独自の実施事項を企画した地方実施細目を取りまとめ、強化月間の前月末までに国土交通省物流・自動車局自動車整備課に報告する。
2. 各地方運輸局及び協議会構成団体は、実施結果を取りまとめ強化月間の翌々月の月末までに（協議会構成団体にあつては最終強化月間の翌々月の月末までに）、国土交通省物流・自動車局自動車整備課に報告する。

不正改造防止推進協議会構成団体（順不同）

- 1 一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会
- 2 日本自動車車体整備協同組合連合会
- 3 全国自動車電装品整備商工組合連合会
- 4 全国タイヤ商工協同組合連合会
- 5 一般社団法人 日本自動車販売協会連合会
- 6 一般社団法人 日本中古自動車販売協会連合会
- 7 日本自動車輸入組合
- 8 一般社団法人 日本自動車工業会
- 9 一般社団法人 日本自動車部品工業会
- 10 一般社団法人 日本自動車車体工業会
- 11 公益社団法人 日本バス協会
- 12 公益社団法人 全日本トラック協会
- 13 一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会
- 14 一般社団法人 日本陸送協会
- 15 全日本自動車部品卸商協同組合
- 16 一般社団法人 日本自動車タイヤ協会
- 17 一般社団法人 全国軽自動車協会連合会
- 18 一般社団法人 全国自家用自動車協会
- 19 一般社団法人 日本自動車連盟
- 20 一般財団法人 自動車検査登録情報協会
- 21 一般社団法人 日本自動車会議所
- 22 一般社団法人 日本二輪車普及安全協会
- 23 一般社団法人 全国自動車標板協議会
- 24 全国石油商業組合連合会
- 25 一般社団法人 自動車用品小売業協会
- 26 日本ウインドウ・フィルム工業会
- 27 一般社団法人 日本自動車用品・部品アフターマーケット振興会
- 28 一般社団法人 全国二輪車用品連合会
- 29 全国ディーゼルポンプ振興会連合会
- 30 全国自動車大学校・整備専門学校協会
- 31 全国自動車短期大学協会
- 32 全国オートバイ協同組合連合会
- 33 一般社団法人 日本RV協会

(別紙2)

令和8年度「不正改造車を排除する運動」強化月間の設定時期		
運輸局	管轄県	強化月間
北海道運輸局	北海道内	6月
東北運輸局	青森県、岩手県、秋田県、山形県、宮城県、福島県	6月
関東運輸局	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、神奈川県、山梨県、千葉県、東京都	6月
北陸信越運輸局	新潟県、長野県、富山県、石川県	6月
中部運輸局	愛知県、三重県、静岡県、岐阜県、福井県	6月
近畿運輸局	滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県	6月
中国運輸局	鳥取県、島根県、岡山県、山口県、広島県	6月
四国運輸局	愛媛県、香川県、徳島県、高知県	6月
九州運輸局	福岡県、大分県、佐賀県、長崎県、宮崎県、熊本県、鹿児島県	6月
沖縄総合事務局	沖縄県	10月

## 令和8年度東北運輸局「不正改造車を排除する運動」実施細目

令和8年4月  
東北運輸局

本運動の主催機関・団体は、相互間はもとより関係機関・団体等との連携を密にしつつ、以下、各組織の特性を生かした取組を実施する。

### 1. 本運動の名称

東北運輸局における本運動の名称は、「不正改造車排除運動」とする。

なお、自動車関係団体が同様の趣旨で従前から使用している名称を継続して使用したい旨申し出があった場合は、その名称を使用して差し支えないものとする。

(例) 不正改造車撲滅運動、不正改造車防止運動等

### 2. 実施期間

「不正改造車排除運動」は、年間を通じた運動とするが、令和8年6月1月(月)から6月30日(火)までの1ヶ月間を、東北運輸局管内の「不正改造車排除強化月間」(以下「強化月間」という。)とし、特に重点をおいて運動を実施すること。

### 3. 立て看板等の掲出

東北運輸局、管内各運輸支局、自動車検査登録事務所及び自動車関係団体(団体事務局に限る。)は、本運動の期間中、「不正改造車排除運動実施中」及び「機関名又は団体名」を表示した立て看板等を掲出すること。

### 4. 協力要請等

(1) 東北運輸局は、警察庁東北管区警察局、農林水産省東北農政局、経済産業省東北経済産業局、環境省東北地方環境事務所及び東北地方整備局に対し、支援を依頼する。

(2) 運輸支局は、各県警察本部及び関係各地方出先機関等に対して支援を依頼するとともに、独立行政法人自動車技術総合機構東北検査部又は事務所、軽自動車検査協会及び自動車関係団体等に対し、本運動の趣旨説明を行い協力を要請する。

また、可能な限り、本省において参画・協力要請した団体の他、必要と思われる事業者等(業界単位或いは工業団地等地域での会合や自動車整備士養成施設、自動車運転教習所、運転免許センター等)に対し、本運動の実施の周知を図る。

### 5. 広報、啓発

(1) 不正改造の防止について広報媒体を活用し、県、市町村の広報誌、新聞地方紙、タウン誌等に対して積極的に働きかけること。

NHK、民放等に対して、テレビ、ラジオ等による広報の依頼をすること。

(2) 東北運輸局及び運輸支局に「不正改造車・迷惑黒煙車情報提供窓口」を開設し、関係団体等に積極的に周知を図り情報の収集を行う。

- (3) 職員による啓発ワッペンの着用を実施する。
- (4) 不正改造等を行った者に対する報告徴収及び立入検査権限の規定を有効に活用し、不正な二次架装の抑止・早期発見と適切な指導を行う。
- (5) 自動車運転教習所及び自動車整備士養成施設に対し、出前講座等を実施できるよう連携することについて積極的に働きかけるとともに、自動車運転教習所及び自動車整備士養成施設から要望があった場合には、出前講座等を開催して、教習生及び生徒等を対象に不正改造の具体的事例紹介、積極的な排除の呼びかけを行う。

## 6. ポスター等の掲示場所

- (1) 運動実施ポスター等は到着次第速やかに、庁舎及び検査場等に掲示すること。
- (2) 運動実施ポスター掲示等の協力要請は、県、市町村、警察署（運転免許センターを含む）、関係地方出先機関、出張検査場、自動車事故対策機構、鉄道事業者、東日本高速道路株式会社、自動車整備士養成施設等に対して行うものとする。

## 7. 自動車使用者への啓発

具体的な事例（チラシ等）を紹介し、自動車使用者の不正改造等に関する認識の向上を図るとともに、積極的な排除を呼びかける。

## 8. 街頭検査等

- (1) 警察等関係機関の協力を得ながら街頭検査を実施する。  
なお、街頭検査の実施においては、状況に応じて、マスコミ等に目的、日時、場所等の情報を事前に連絡し広報に努める。
- (2) 支局等構内に申請や変更登録等のため来所した車両に対する検査を行い、不正改造等を行っていた場合には指導を行うとともに、整備命令書等の交付を行う。  
また、街頭検査を中止した場合には、構内巡回等を強化し、積極的な検査の実施に努める。

## 9. 情報等の処理体制

- (1) 不正改造車及び黒煙に関する情報・相談を受ける「不正改造車・迷惑黒煙車情報提供窓口」を設置するとともに、「迷惑改造車の通報連絡書」及び「迷惑黒煙の通報連絡書」を備え置き、住民から不正改造車や著しく黒い黒煙を排出している自動車を発見した旨の情報を収集すること。また、会議、出張、監査の移動等の機会を捉え、職員による積極的な情報の収集に努めること。
- (2) 「不正改造車・迷惑黒煙車情報提供窓口」に寄せられた不正改造車等の自動車使用者には、本省から配付されている「警告ハガキ」を送付し、不正改造部分の改修を促すとともに、改修結果等の報告を求めることとし、黒煙に関して通報があった自動車使用者にはハガキにより自主点検の指導をする。  
なお、送付にあたっては目隠しシールの貼付の遵守等、適切な情報管理に努めること。

## 10. アンケート調査の実施

強化月間に実施するイベント等の機会を捉え、自動車使用者等を対象に、別紙1-1により不正改造に対する認識についてアンケート調査を実施する。

## 1 1. 運輸支局の実施計画の報告

### (1) 運動の実施計画

強化月間における運動の実施計画は、様式1により当該運輸支局分をとりまとめの上、令和8年5月15日（金）までに電子メールで報告すること。（青森、山形、福島にあっては、自動車検査登録事務所分を合算すること。）

### (2) 街頭検査の実施計画

強化月間における街頭検査実施計画は、様式2により当該運輸支局分をとりまとめの上、令和8年5月15日（金）までに電子メールで報告すること。（青森、山形、福島にあっては、自動車検査登録事務所分を合算すること。）

## 1 2. 運輸支局等の実施結果の報告

### (1) 街頭検査の実施結果

各運輸支局及び各自動車検査登録事務所は、強化月間における街頭検査の実施結果を令和8年7月10日（金）までに検査情報システムに入力し、入力した旨自動車技術安全部整備・保安課あて電子メールで報告すること。

また、各運輸支局は、強化月間における街頭検査の実施結果は、様式3により当該運輸支局分をとりまとめの上、令和8年7月17日（金）までに自動車技術安全部整備・保安課あて電子メールで報告すること。（青森、山形、福島にあっては、自動車検査登録事務所分を合算すること。）

### (2) 運動の実施結果

強化月間における運動の実施結果は、様式4により当該運輸支局分をとりまとめの上、令和8年7月24日（金）までに自動車技術安全部整備・保安課あて電子メールで報告すること。（青森、山形、福島にあっては、自動車検査登録事務所分を合算すること。）

本運動の通年における不正改造車・迷惑黒煙車情報提供による指導ハガキの結果については、様式5により当該支局分をとりまとめの上、令和9年4月23日（金）までに自動車技術安全部整備・保安課あて電子メールで報告すること。（青森、山形、福島にあっては、自動車検査登録事務所分を合算すること。）

以上

## 令和8年度不正改造車を排除する運動 アンケート調査実施要領

不正改造車を排除する運動では、不正改造に対する意識等についてアンケート調査を実施し、その結果を分析して本運動の内容の見直し等に活用しております。

年々、不正改造車の排除に対する社会的気運が高まっており、更なる本運動の効果向上を図るために、今年度も、下記によりアンケート調査を実施しますので、ご協力方よろしくお願いたします。

### 記

#### アンケート調査の実施方法

##### ① 調査期間

基本的には強化月間中としますが、年間を通じて取り組んでいただいで構いません。

##### ② 調査対象

一般の自動車ユーザー及び点検整備関係者

##### ③ 調査方法

- \* 別紙1-2 二次元コードを調査対象者に読み取ってもらい、インターネット上で回答してもらうことにより調査を実施します。なお、過去の調査票は使用しないようご注意ください。また、アンケート集計に影響のない範囲で改変いただいで構いません。
- \* 可能な限り、調査時に啓発活動も併せて実施するよう努めて下さい。
- \* これまでと同様、支局の窓口並びに出前講座や各種研修、講習会及び自動車学校等においてアンケート調査を実施願います。

##### ④ 集計等

アンケート調査結果の集計・分析については、国土交通省物流・自動車局自動車整備課にて行います。

## 不正改造車排除に関するアンケートのお願い

不正改造車を排除する運動では、不正改造に対する意識等についてアンケート調査を実施し、その結果を分析して本運動の内容の見直し等に活用しております。

年々、不正改造車の排除に対する社会的気運が高まっており、更なる本運動の効果向上を図るために、今年度も、下記によりアンケート調査を実施しますので、ご協力方よろしくお願いたします。

下記、二次元コードより、アンケートへの回答にご協力をお願いいたします。

令和 8 年度 不正改造車排除に関するアンケート



<https://forms.office.com/r/NxisnTFmac>

設問数: 最大16問 所要時間: 最大8分程度

★★★ご協力ありがとうございました。★★★

不正改造車  
迷惑黒煙車  
通報連絡先

不正改造車を見かけたら  
● 車両のナンバー  
● 不正改造の内容  
をこちらまで



不正改造車を  
排除する運動  
ホームページ



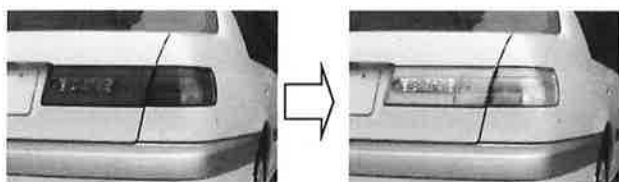
## 不正改造車排除に関するアンケートのお願い

1. 不正改造に対する認識をどこまでお持ちでしたか。【〇印は1つ】

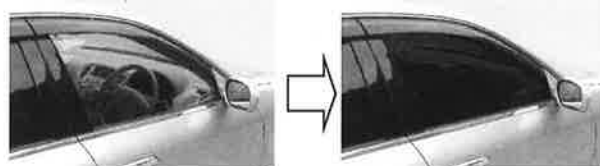
1. 罰則があることまで知っていた      2. 犯罪行為であることは知っていた  
3. やってはいけないことは知っていた      4. 何も知らなかった

2. 次のような行為は不正改造であることを知っていましたか。知っていたものに〇をつけてください。【〇印はいつでも】

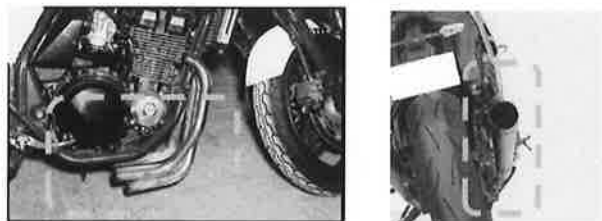
1. 灯火類の灯光(※)の色を変更  
※灯火が点灯している時の光



2. 前面・運転者席・助手席の窓ガラスへの着色フィルム貼付け  
(貼付状態で可視光線透過率 70%未満の場合違法)



3. 消音器(マフラー)の切断・取外し及び  
基準不適合マフラーの装着



4. タイヤ及びホイールの車体(フェンダー)外への、基準を超えるはみ出し



5. 前面ガラス等への装飾板の装着



6. 基準外のウイングの取付け



3. 不正改造車で危険・迷惑を感じたことはありますか。【〇印は1つ】

1. よくある    2. たまにある    3. ない

→ 4. そのような不正改造車に対して、どのような行動をとりましたか。【〇印はいつでも】

1. 不正改造車・迷惑黒煙車情報提供窓口にご相談した      2. 警察にご相談した

3. 何もしなかった

4. その他(具体的に: )

→ 5. 「何もしなかった」理由についてお聞かせ下さい。【〇印は1つ】

1. どこに相談すればよいかわからなかった      2. 相談等の必要性を感じなかった

3. 報復等が心配だった

4. その他(具体的に: )

